第 2000 号 REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 3月 4日 月曜日

然行託

(2-2)

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ☆ ペイオフ凍結の解除と贈与税

**Q**:この4月からペイオフが導入されますので、家族名義に切り替えて預金し直そうかと思っています。やはり、このような場合には贈与税が課税されるのでしょうか。

**A**:課税されます。

## 【解説】

ペイオフは、銀行など預金を取り扱う金融機関が経営破綻した場合に、預金者一人あたり元本1千万円までとその利子が預金保険機構により保証される制度です。ペイオフ凍結の段階的解除で、今年4月から、まず定期預金が全額保護の対象から除外されることになります。

ところで、預金保険制度では、家族であってもその名義に従い別個の一預金者と扱われることになっため、定期預金の一つたびの情えて預金し直すといるただし、注意しなけるようです。ただし、注意はのは、その預金にはならないの借名口座であれば、他人名義預金というです。保護の対象にはなる表人とさが記念には、現実に預金者本人であることが前提となります。

また、家族名義に切り替えて預金し直すとなると、110万円を超えれば当然、贈与税が課税されることになります。

課税サイドも、ペイオフを利用した預金の 分散策には監視の眼を強めてくるでしょうか ら、4月以降は贈与税のトラブルが多発化す ることも予測されます。







